

令和6年4月からの家賃が決定されました

提出いただいた令和5年度収入申告書をもとに、令和6年4月からの家賃が決定されました。

見本

県営住宅収入認定兼家賃決定通知書

決定家賃 ①	円	期間 ③	年 月から	認定日	年 月 日
			年 月まで		
認定収入額 ②	円	裁量階層該当の有無		収入超過者等の認定の有無	④

1 収入額の認定の根拠

氏名	所得金額	未申告の表示	控除種類	人数・控除額
合計	(ア)	④		
差引額 (ア) - (イ) = (ウ)	円			
収入額 (ウ) ÷ 12月	②	円	合計	(イ) 円

2 決定家賃の算出根拠

(ア) 世帯の年間合計所得額

(イ) 控除額（一般控除額・特別控除額）・・・別紙の家賃算定方法をご覧ください

(ウ) 世帯の年間所得金額から控除額を引いた額

- ① 令和6年4月からの決定家賃
- ② 決定家賃を算出するための収入分位・・・別紙の家賃算定方法をご覧ください
- ③ 家賃減免を受けている方は、令和6年8月までの家賃となります。また、建替え等により家賃減額を受けている方は、新住宅へ移転した前月までの家賃となります。
- ④ 「未申告」の表示がある方は、令和5年度の収入申告書を提出していないか書類が不足している方です。

家賃は期限内に納付しましょう！

● 当月分の家賃及び駐車場料金は、当月納付が原則です。

※家賃・駐車場料金納入日：毎月25日（土、日、祝日は翌営業日）です。

納入月	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分
口座振替日または納入期限	12/25	1/25	2/26	3/25	4/25	5/27	6/25	7/25

● 家賃のお支払いは安心・確実・便利な口座振替をご利用ください。

※県営住宅条例において、家賃を3か月以上滞納した場合は住宅の明渡請求を受けることになります。

生活でのきまりを守りましょう

犬、猫、鳥等の飼育は禁止です

県営住宅は共同住宅です。
他の住人の迷惑になりますので、
犬、猫、鳥等の飼育、敷地内での
餌やりは禁止しています。
皆さんが快適に生活できるように協力しましょう。



共益費の支払いは、皆さんの義務です

街路灯、廊下灯、給水施設及び汚水処理施設
などの共同施設の費用は、皆さんが負担する経費で
あり「共益費」として自治会等が徴収しています。
共益費は入居しているすべての方に支払い義務が
あります。



お知らせ

条例改正により、令和6年4月から同居親族要件が廃止され、18歳以上の単身者も入居申込可能になります。

ヒートショック対策について



- ・入浴前に浴室・脱衣所を温めましょう。
- ・入浴前には水分補給をしましょう。
- ・家族に声掛けをしてから入りましょう。
- ・お湯の温度は40度程度に設定しましょう。
- ・長湯はやめましょう。
- ・食後、飲食後すぐの入浴は控えましょう。



手続き等に関するお問合せ先

茨城県県営住宅指定管理者



一般財団法人茨城県住宅管理センター

●連絡先

水戸センター		日立センター		つくばセンター	
水戸市大町3-4-36 大町ビル2F		日立市助川町1-8-15 1F		つくば市竹園3-18-3 竹園ショッピングセンター	
県央・鹿行 県北(日立・高萩・北茨城除く)		県北 (日立・高萩・北茨城)		県西・県南	
管理課	029-226-3350	管理課	0294-32-7361	管理課	029-853-1370
施設課	029-226-3300	施設課	0294-32-7796	施設課	029-879-7181
F A X	029-233-2424	F A X	0294-87-6612	F A X	029-879-7701

●担当する業務

入居中のご相談・入居証明書・保管場所使用承諾証明書発行等	各センターの管理課
修繕に関すること	各センターの施設課
退去手続きに関すること (退去予定日の15日前に届くように返還届提出)	各センターの施設課

12月29日から1月3日まで年末年始休暇とさせていただきます。

※平日受付時間は、8:30~17:15 その他夜間休日における緊急トラブル(水漏れ・断水・停電等)及び緊急を要する事故等(火災・安否確認等)は、コールセンター0120-303-440 お願いします。

一般財団法人茨城県住宅管理センターホームページ



<https://www.ijkc.jp>